

TR-1034

RCSS Phase1 Stage 1 共通機能

RCSS Phase 1 Stage 1 Common Function

第 1.0 版

2010年4月16日制定

tolk人 情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE



本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。 内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、 改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

目	次

	スコープ	
2.	リファレンス	. 4
2.1.	Normative	. 4
2.2.	Infromative	. 4
3.	用語及び略語定義	. 4
3.1.	用語	. 4
3.2.	略語	. 4
4.	ハイレベル要求条件	. 4
5.	相互運用要求条件	. 4
5.1.	はじめに	. 4
5.2.	IMS接続	. 5

<参考>

1. 英文記述の適用レベル

本技術レポートは和文表記のため該当しない。

2. 国際勧告等との関連

特になし

3. 上記国際勧告等に対する追加項目等

なし

4. 上記国際勧告等に対する変更事項

4-1. オプション選択項目

なし

4-2. ナショナルマター項目

なし

5. 参照した国際勧告との章立て構成の相違

本技術レポートは特定文書のダウンストリームに該当しないため記載しない。

6. 改版の履歴

版数	制定日	改版内容
第 1.0 版	2010年4月16日	初版制定

7. 工業所有権

本技術レポートに関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTC ホームページによる。

8. その他、利用者に有益な事項

本技術レポートにて参照している勧告、標準等は本文内のリファレンスにまとめられている。また、参照している勧告、標準、仕様書、技術レポートでTTC標準、TTC仕様書、TTC技術レポートが制定されている場合、自動的に最新版TTC標準等で置き換えて参照するものとする。

9. 作成専門委員会

3GPP 専門委員会

1. スコープ

本ドキュメントは、日本国内の移動体事業者における IMS ホーム網同士を相互運用する際の網間技術仕様に関して、サービスに非依存である共通機能の要求条件を規定する。3GPP TS 22.228[1]の要求条件を検討の前提とするが、TS22.228 記載内容の中で検討の必要性がある事項、および TS22.228 未記載事項で新たに規定すべき事項について本ドキュメントに規定する。

2. リファレンス

2.1. Normative

- [1] 3GPP TS 22.228: "Service requirements for the Internet Protocol (IP) multimedia core network subsystem; Stage 1 (Release 8)".
- [2] 3GPP TR 21.905: "Vocabulary for 3GPP specifications"

2.2. Infromative

[3] GSMA PRD IR.34: "Inter-Service Provider IP Backbone Guidelines"

3. 用語及び略語定義

3.1. 用語

3GPPTR 21.905 [2]に定義される。

3.2. 略語

IP Internet Protocol

SIP Session Initiation Protocol

4. ハイレベル要求条件¹

次のハイレベル要求条件が IMS 網(ホーム網)間においてサポートされなければならない。

- 二つのIMSドメイン間の相互運用がサポートされなければならない。
- 相互運用のために、オペレータはアドレススキーム(IPv4またはIPv6)とIMS網間プロトコルについて合意しなければならない。

5. 相互運用要求条件

5.1. はじめに

IMS 相互運用は IP 基盤上の二つの IMS 網(ホーム網)間で IMS 機能を相互運用することを意味する。

- 4 -

¹ オペレータの網トポロジーの表示を制限する機能の扱いは FFS

5.2. IMS接続

二つの異なる IMS 網(ホーム網)間の相互運用点で、次の要求条件が適用される。

- IPアドレススキーム(IPv4またはIPv6) が異なる二つのドメイン間を接続する場合にセッションリソースを制御できなければならない。
- トランスポートプロトコルが異なる二つのドメイン間を接続する場合にセッションを制御できなければならない。
- 二つドメイン間を接続する場合に対向側ドメインのIPアドレスを解決できなければならない。
- E164番号を利用するサービスの接続が行える仕組みを具備しなければならない。
- モバイルナンバーポータビリティがサポートされなければならない。
- **直接券券売**しくは中継事業者にとえばGSMA IPX[3])を利用することによって、コア網間のIP相互運用をサポートしなければならない。
- 複数サービスセッションへの同時参加を可能としなければならない。
- 各サービスセッションは独立で管理しなければならない。
- サービス処理中のネットワークによる要求・応答時間およびデータ配布時間第はユーザ体感を考慮し最IMLしなければならない。
- Pictgrahp(絵文字)の送受が可能なこと。(オプション) 注)この要求条件こついてはStage1のみの記述としStage2、Stage3への記載は行わない。コードの定義等の実現方法こついては接続する 事業者間で検討することとする。

一以上一